

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年7月12日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年西宮市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を次のように改める。

- 4 委員長は、会議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

会議に、委員以外の者の出席を求めることができるようにするため。

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 協議会は、委員長が対象学校の校長と協議のうえ、開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>4 <u>委員長は、会議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 協議会は、委員長が対象学校の校長と協議のうえ、開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>4 <u>対象学校の校長は、委員長の承認のもと、関係職員を会議に出席させることができる。</u></p> <p>(略)</p>